

## 令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります

### 制度の変更点

- **現況届の提出が不要になります**  
毎年6月に提出していた現況届が不要になります。  
※一部の受給者については、引き続き提出が必要です。
- **特例給付の支給にかかわる所得上限限度額が設けられます**  
所得額により特例給付の支給がされない場合があります。

### 現況届の省略について

令和4年現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出を不要とします。ただし、下記に該当する場合は引き続き現況届の提出や届け出が必要です。

#### 引き続き現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票と居住地が異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ・その他、美郷町から提出の案内があった方

#### 届け出が必要な変更事項

- ・児童を養育しなくなったとき
  - ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
  - ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
  - ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
  - ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
  - ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ※届け出が遅れた場合、返還金が生じることがありますのでご注意ください。

### 所得制限限度額および所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得によって次のとおり支給します。

- ・所得限度額表の①(所得制限限度額)未満の場合、支給金額表のとおり児童手当を支給します。
- ・所得限度額表の①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給します。

児童を養育している方の所得が所得限度額表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、**あらためて認定請求書の提出などが必要となります**ので、ご注意ください。

### 所得限度額表

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養控除対象、16歳未満の扶養親族のうち申告があった方の数をいいます(施設に入所している児童は除く)。所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる方についての限度額(所得額ベース)は、上記の額に該当者1人につき6万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

### 支給金額表

児童の年齢	支給月額(児童1人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降をいいます。

## 知っ得! あんしん!! 「認知症予防」①

高齢化が進む中「認知症」は誰もががかかわることになるかもしれない身近な病気です。しかし、毎日の生活の中で、脳を健やかに保つ心掛けをすることで、予防できたり、発症を遅らせたりすることができますといわれています。このコーナーでは「脳いきいき生活」に役立つ情報を毎月お届けします。第1回は「できているかな? 簡単チェック」です。右のチェック表のできていることに○印を付けてみましょう。

○印は何個付きましたか。○印の数が極端に少ない方や気になることがある方は、かかりつけ医や地域包括支援センターなどに早めに相談してみましょう。

### ● チェック表 ●

- 車を運転して、もしくはバスやタクシーなどを利用して出掛けることができる
- 食料品や日用品など必要なものを買に行くことができる
- 貯金の出し入れや、お金のやりくりができる
- 自分で電話番号を調べて、電話をかけることができる
- 食事の用意や後片付けをすることができる
- 洗濯や掃除をすることができる
- 薬を正しい分量、決まった時間に飲むことができる
- イスに座った状態から何もつかまらず立ち上がることができる
- 今日が何月何日かすぐわかる
- この1年間で転んだことがない
- 平均して週に1回以上は外出している
- 食べ物やお茶などでむせることはない
- 新聞や本を読んだり、手紙や日記などを書いたりすることができる
- 毎日誰か(家族・友人・近所の方など)と会話している
- 今しようとしていたことを忘れることはない

次回からは、認知症に負けない脳を保つポイントやトレーニングなどをご紹介します。さあ! 脳いきいき生活へ出発!!

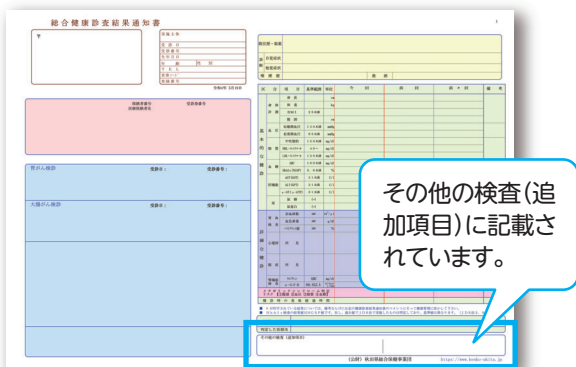
問 地域包括支援センター(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907

### 健診結果から生活改善を

## 75歳以上の皆さん「アルブミン値」は大丈夫ですか?

4月からスタートした早朝総合健診の結果がお手元に届き始めているかと思います。町では昨年度より、75歳以上の方が受診する「健康診査」の血液検査項目に「アルブミン値」を加えています。

▶ 早期総合健診結果通知書見本



アルブミンは血液の中で血液の水分量の調整や、臓器にさまざまな栄養素を運ぶのに活躍しています。そのため、アルブミンが基準値より少ないと、**低栄養状態**が疑われます。

アルブミン値	状態
4.1~5.1	これからもバランスの良い食事を心掛けましょう。
3.1~4.0	低栄養にならないよう何らかの対策が必要です。
~3.0	低栄養が疑われ精密検査が必要です。主治医にご相談ください。

#### ■低栄養とは

低栄養とは健康的に生きるために必要な栄養素、特にエネルギーとたんぱく質が不足している状態です。低栄養になると、免疫力が低下し、感染症にかかりやすくなり、軽い病気でも回復に時間がかかるようになります。

今回の健診結果でアルブミン値が基準値より低かった方は、食生活の見直しをおすすめします。具体的な改善方法を一緒に考えますので、ぜひ下記へご相談ください。

#### ■アルブミンとは

アルブミンとは血液中のたんぱく質のことです。体の栄養状態を示す物差しともいわれています。一般的に**4.1以上**あると、栄養状態は良好といえます。

#### 栄養状態を良くするためのポイント

- ・少量でもいいので一日3食食べましょう
- ・食欲がないときはおかずを優先して食べましょう
- ・朝食にたんぱく質の多いおかずをもう一品増やしましょう
- ・小腹がすいた時はお菓子ではなくたんぱく質を(魚肉ソーセージ、ちくわ、チーズ、ゆでたまごなど)
- ・おやつは補食と考えて、栄養のあるものを食べましょう(果物、牛乳、ヨーグルトなど)
- ・適度に体を動かしておいしく食事できるよう心掛けましょう
- ・定期的に歯科受診し、歯や入れ歯のお手入れをしましょう

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900